入札(契約)保証金について

1 入札保証金

- (1)入札説明書に記載しているとおり、入札に先立ち入札保証金の納付が必要です。 入札日当日、必要な金額を現金で納付してください。
- (2) 入札保証金の額

入札者が見積もる契約額の 100 分の5以上が必要です。

入札書記載金額との関係は、

『入札書記載金額×110/100×5/100 以上(**円未満切上**)』 となります。

(例)入札書に1,000,000円と記入する場合

1,000,000 円×110/100=1,100,000 (契約額)

1,100,000×5/100=55,000 円…入札保証金の最低額

(3)納付期限及び方法

- ①入札前までに入札保証金納付書(別添様式参照)により納付してください。 入札保証納付書には、次のとおり押印が必要です。
- ・「代表者本人」が入札に参加する場合 → 代表者印
- |・「代理人」が入札に参加する場合 → 委任状に押している印(代表者印は不要)
- ②金額等を確認したうえで、入札保証金保管書を交付します。
- ③入札終了後、不落札の方には入札保証金を還付します。 その際、保管金受領書に200円の収入印紙を貼付してください。
- ④落札された方には、契約保証金納付の際(契約保証金を免除するときは契約締結後) に還付します。
- ⑤ただし、下記3に該当する場合は免除される場合があります。
- 2 契約保証金

落札者は、**契約額の10分の1以上の契約保証金が必要**です。契約保証金の納付方法については、別途通知します。

ただし、下記3に該当する場合は免除される場合があります。

3 免除

過去3年間において、国及び地方公共団体等と種類及び規模を同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行している実績がある場合は、「入札(契約)保証金免除申請書」(別添様式参照)を提出することにより、入札(契約)保証金が免除される場合があります。

(※契約の相手方が確認できる契約履行済の契約書を2件以上添付すること)

- ・入札(契約)保証金免除申請書の提出期限:**事前提出書類と同じ**
- ・申請書の審査結果は、入札日までに通知する予定